

改正建築物省エネ法講習会開催 ～木造戸建住宅の省エネ計算方法を学ぶ～

令和3年6月28日、改正省エネ法の講習会を石川県地場産業振興センターで協会会員を対象に開催した。

参加した会員19名は、木造戸建て住宅の省エネ性能計算方法の演習を行い、実践を学んだ。

今回の講習会は、今年4月1日から改正省エネ法が施行され、300㎡以上の建築物は省エネ適合が義務化、300㎡未満の建築物にも説明義務が追加されたため開催する運びとなった。また、『【H28】木造戸建て住宅(標準入力型)EXCEL版

ver2.0』のソフトを使用しながら外皮性能および1次エネルギー消費量計算について、実践形式で学ぶもので、4月に続き2回目の開催となった。木造戸建て住宅の省エネ法計算が難しいものではなく、計算に必要な設計図面を作れば簡易に作成できることを理解してもらい、会員の日常業務に活用してもらうために行った。

講習会では、外壁や天井、屋根、基礎など各部位の熱貫流率を求めるU値計算シートの使い方を説明するとともに、シートの作成手順や注意点、ポイントなどについて解説した後、参加者は各自が持参したパソコンに面積などの演習用データを実際に入力し、計算方法などについて理解を深めた。

2050年カーボンニュートラルに向けた建築業界の取組として、省エネ性能評価は必須であり、更なる知識の習得に向け、次回はモデル建物法(非住宅)の講習会を計画したい。

文／業務特別委員長 高橋健市

